

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 郵便貯金は見つからない？

Q : 郵便貯金は、相続税の調査があっても見つからないということをよく聞きますが、本当でしょうか。

A : 郵便貯金も銀行預金と同様に税務調査されます。

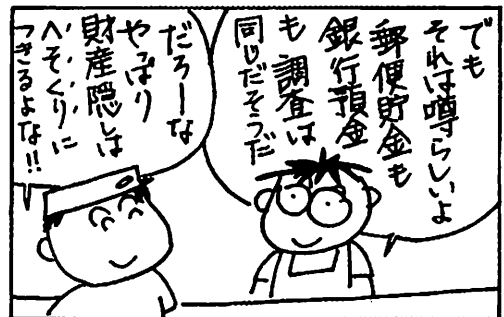
【解説】

少し前までは、銀行等を統括する大蔵省と、郵便局を統括する郵政省は、省庁間でも非常に折り合いが悪いことから、郵便局は、大蔵省の管轄下である税務署及び国税局の調査には非協力であり、「郵便貯金は見つからない」といった噂も聞かれました。しかし今は、郵便貯金も銀行預金もあまり変わらなくなってきています。

国税庁のまとめでは、平成10事務年度（平成10年7月～平成11年6月）の相続税の調査で申告漏れを指摘された遺産の中身をみると、借名口座の郵便貯金や無記名の割引債などが増加しています。これは、預貯金や有価証券について、割引債発券銀行や郵便局などに対する調査を従来にも増して強化し、不正な財産隠しの摘発を進めた結果といえるでしょう。

国税庁では、今後も金融資産などの資産に関する資料の収集に努めるほか、あらゆる機会を利用して収集した各種資料情報を活用し、申告のないもの又は申告額が過少であると認められるものについては、的確な調査を実施して是正を図る、としています。

郵便貯金も銀行預金もいずれも相続財産に含まれるものです。適正な申告をしましょう。



KIMIYO・I